

令和6年鎌ヶ谷市農業委員会第10回定例総会会議録

鎌ヶ谷市農業委員会会長時田将は、令和6年鎌ヶ谷市農業委員会第10回定例総会を鎌ヶ谷市役所本庁舎地下団体研修室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 日 時 令和6年10月11日（金） 午後4時00分

2 農業委員

出席委員 10名

- | | | |
|--------------|-------------|--------------|
| 1. 古川 和昭 委員 | 2. 高橋 雅浩 委員 | 4. 石井 晃 委員 |
| 5. 板橋 睦男 委員 | 6. 熊谷 弘和 委員 | 7. 石井 正美 委員 |
| 8. 奥山 喜和子委員 | 9. 時田 将 委員 | 10. 山田 芳裕 委員 |
| 11. 皆川 利一 委員 | | |

欠席委員 1名

3. 川村 誠司 委員

農地利用最適化推進委員

出席委員 5名

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 大野 辰夫 委員 | 尾形 真宏 委員 | 飯田 展久 委員 |
| 鈴木 久夫 委員 | 渋谷 庄司 委員 | |

3 事務局出席者

出席職員 4名

- 事務局長 市村 昌子
事務局次長 浅海 一洋
主 査 横山 晃
主 事 補 田中 一季

4 会議日程

- ・議事録署名委員の指名について
- ・議事

- | | |
|----------------------------------|----|
| 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について | 1件 |
| 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について | 1件 |
| 議案第3号 農用地利用集積計画について | 1件 |
| 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について | 3件 |
| 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について | 3件 |
| 報告第3号 地目変更登記に係る照会に対する回答について | 2件 |

5 開 会 午後4時00分

時田 議長 ただいまの出席委員は農業委員が10名で、推進委員は5名です。定数に達しておりますので、令和6年鎌ヶ谷市農業委員会第10回定例総会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

時田 議長 議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員に、
1 番、古川和昭委員、
2 番、高橋雅浩委員を指名いたします。

時田 議長 お諮りいたします。
議案第 1 号より逐次審議することにご異議ありませんか。
(「異議なし」との声多数あり)

時田 議長 ご異議なしと認め、議案第 1 号より逐次審議いたします。
今回の現地調査班は 2 班です。
飯田展久班長より総括報告をお願いいたします。

飯田 班長 議長
時田 議長 飯田展久班長
飯田 班長 2 班の現地調査の報告をいたします。
10 月 3 日午後 2 時に事務局に集合し、申請内容等の説明を受けた後、
班員 3 名、時田会長、山田会長職務代理者、事務局職員 3 名と共に現地調
査を実施しました。
提出された案件は、農地法第 4 条の規定による許可申請について 1 件、
農地法第 5 条の規定による許可申請について 1 件、農用地利用集積計画に
ついて 1 件の合計 3 件です。
2 班といたしましては、いずれも許可相当と判断しましたが、皆様のご
審議のほど、よろしくをお願いいたします。
なお、詳細につきましては班員より報告いたします。
以上で 2 班の総括報告を終わります。

時田 議長 ありがとうございます。

時田 議長 それでは、議案第 1 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、を
議題といたします。

時田 議長 事務局に議案の説明をお願いします。
田中主事補 議長
時田 議長 田中主事補
田中主事補 議案書の 3 ページをご覧ください。
議案第 1 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、をご説明いた
します。
申請地は、畑 3 筆、合計面積 5, 558 平方メートルの内
1, 058. 92 平方メートルの貸資材置場用地です。
申請理由は、申請人が、人手不足等により農地管理に苦慮していたとこ
ろ、貸資材置場の要望があり、本申請に至ったことから、転用計画は適当
であるものと思われます。

周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として、敷地内を砂利敷きとし自然浸透させるとともに、畑との境界に土留め鋼板を設置することにより土砂等の流出抑制を図ります。

農地区分につきましては、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、具体的には、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地に該当します。代替性につきましては、貸資材置場を要望する業者が利便性を考慮し、当該地付近を要望していたことから、他の土地では代替えがきかないものと思われま

す。

資金につきましては、金融機関の残高証明書により確認しています。

関係法令につきましても、ございません。

なお、信用につきましては、特に違反等がないことから、問題はないものと思われま

す。

時田 議長
熊谷 委員
時田 議長
熊谷 委員

現地調査の報告を求めます。

議長

6番、熊谷弘和委員

議案第1号農地法第4条の規定による許可申請について、を報告いたします。

10月3日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑3筆、合計面積5,558平方メートルの内1,058.92平方メートルの普通畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、前面道路との境界に防塵ネットの設置があったことから、工事の時に撤去するのか確認したところ、そのとおりとのことでした。また、要望業者の運搬車両のサイズを確認したところ、2から3トン程度であるとのことでした。次に、前面道路は交通量が多いことから、工事期間中はもとより施工後も十分注意すること、許可後は速やかに着工し、工事完了後は工事完了報告書を提出し、提出6か月後に転用事実確認書を提出し、地目変更を行い、事業計画に変更等が生じた場合は農業委員会事務局に相談するよう指導しました。最後に、関係各課から意見照会による意見書の受領及び受領の署名をお願いしました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどをよろしく願います。

以上で報告を終わります。

時田 議長

ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

時田 議長 なければ、質疑を終了いたします。

時田 議長 それでは、採決をいたします。

議案第1号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

時田 議長 全員賛成により、議案第1号は可決されました。

時田 議長 続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

時田 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

横山 主査 議長

時田 議長 横山主査

横山 主査 議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、をご説明いたします。

申請地は、畑3筆、合計面積1,931平方メートルの所有権移転による車両及び資材置場用地です。

申請理由は、譲受人は市内で土木工事業を営んでおり、現在、千葉市及び四街道市に車両及び資材置場がありますが、遠隔なこと、また、二か所あることから利便性が悪く、以前より近隣にまとめて車両及び資材置場を設置したい旨の意向があり計画したものであることから、今回の転用計画は適当であるものと思われま。

周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として、敷地内を砂利敷きとし自然浸透させるとともに、畑との境界に安全鋼板を設置することにより土砂等の流出抑制を図ります。

農地区分は、半径1キロメートル以内に鉄道の駅があり、当該区域内の宅地割合が40パーセント以上あることから、第2種農地に該当します。代替性につきましては、本社から近く、現場等への交通のアクセスも良いことから、他の土地では代替えがきかないものと思われま。

資金につきましては、金融機関の残高証明書により確認しています。

関係法令につきましても、ございません。

なお、信用につきましては、特に違反等がないことから、問題はないものと思われま。

以上です。

時田 議長 現地調査の報告を求めます。

皆川 委員 議長

時田 議長 1 1 番、皆川利一委員
皆川 委員 議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、を報告いたします。

1 0 月 3 日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑 3 筆、合計面積 1, 9 3 1 平方メートルの普通畑です。
転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、敷地内がすべて砂利敷きであることから、出入口の傾斜地の耐久性、ゲートの利用状況について確認したところ、問題はないとのことでした。また、出入口付近のガードレールの撤去等について、道路河川管理課との協議について確認したところ、協議済みであるとのことでした。次に、前面道路は交通量が多いことから、工事期間中はもとより施工後も十分注意すること、許可後は速やかに着工し、工事完了後は工事完了報告書を提出し、提出 6 か月後に転用事実確認書を提出し、地目変更を行い、事業計画に変更等が生じた場合は農業委員会事務局に相談するよう指導しました。最後に、関係各課から意見照会による意見書の受領及び受領の署名をお願いしました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどをよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

時田 議長 ありがとうございます。
それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

時田 議長 なければ、質疑を終了いたします。

時田 議長 それでは、採決をいたします。

議案第 2 号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

時田 議長 全員賛成により、議案第 2 号は可決されました。

時田 議長 続きまして、議案第 3 号農用地利用集積計画について、を議題といたします。

時田 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

田中主事補 議長

時田 議長 田中主事補

田中主事補 議案書の 5 ページをご覧ください。

議案第 3 号農用地利用集積計画について、をご説明いたします。

本件は、農用地利用集積計画の内容が本市の農業経営基盤の強化の促進

に関する基本的な構想に適合するものであることから、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、鎌ヶ谷市長より、農用地利用集積計画の決定を求められたものです。

計画は、畑1筆、面積5,388平方メートルの新規の賃借権で、新たに10年間の利用権を設定するものです。

また、権利の設定を受ける者は、農業従事日数、所有農業機械等の要件を満たしているとともに、所有する農地には遊休農地等はありません。

調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

時田 議長 現地調査の報告を求めます。

奥山 委員 議長

時田 議長 8番、奥山喜和子委員

奥山 委員 議案第3号農用地利用集積計画について、を報告いたします。

現地は、畑1筆、面積5,388平方メートルの梨畑です。

本件は、事務局説明のとおり、新規の農用地利用集積計画で、新たに賃貸借件の設定を10年間行おうとするものです。

調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

時田 議長 ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

時田 議長 なければ、質疑を終了いたします。

時田 議長 それでは、採決をいたします。

議案第3号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

時田 議長 全員賛成により、議案第3号は可決されました。

時田 議長 以上で、本日の審議案件は終了いたしました。

続きまして、報告第1号から第3号までを事務局から報告願います。

横山 主査 議長

時田 議長 横山主査

横山 主査 議案書の6ページから7ページをご覧ください。

報告第1号農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について3件、報告第2号農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について3件の合計6件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありません

でしたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書 8 ページから 9 ページをご覧ください。

報告第 3 号地目変更登記に係る照会に対する回答について 2 件につきましては、農業委員、農地利用最適化推進委員及び事務局職員において現地調査を行ったところ、雑種地及び宅地造成地となっていましたので、事務局長専決により非農地として回答いたしました。

以上です。

時田 議長

ただいま、報告のあったとおりでございますので、ご了承願います。

時田 議長

以上で、令和 6 年鎌ヶ谷市農業委員会第 10 回定例総会を閉会いたします。

皆様ご苦労様でした。

閉会 午後 4 時 20 分

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため次に署名する。

令和 6年 11月 8日

鎌ヶ谷市農業委員会議長 時田 將

鎌ヶ谷市農業委員会委員 古川 和昭

鎌ヶ谷市農業委員会委員 高橋 雅浩